野澤組規程第二十八号

プライバシーポリシーの一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年十月二十七日

野澤組　代表　野澤

プライバシーポリシーの一部を改正する規程

プライバシーポリシー（令和五年野澤組規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項を改め、同条第二項に一号を加え、第七章の次に一章を加え、第二十四条とする。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
第十四条　野澤組は、本サービスの運営及び管理に当たり、本サービスの動作の記録（以下「動作記録」という。）、管理のための操作の記録（何人が、いつ、いかなる操作をしたかの記録をいう。以下「操作記録」という。）、認証の記録（ログインの成否、方法、端末及び発信元の記録をいう。）、利用の状況の集計、法令に基づく請求への対応の記録、お問い合わせの記録、野澤組が提供するアプリケーションから送信された意見等（第二十三条第一項に規定する意見等をいう。）の記録、情報の提供及び配信に係る記録、ゲームサーバーの保護のために受領する記録並びにユーザーがそのゲームサーバーから送信するログ（第二十四条第一項に規定するサーバーログをいう。）を取得し、保存する。動作記録、操作記録及び認証の記録には、発信元のインターネット・プロトコル・アドレスを含む。 ２　前項の記録の保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。期間を定めない号については、消去しない。ただし、法令に保存の期間の定めがある記録は当該期間が経過するまで消去せず、法令の規定により消去すべきこととされる記録は当該規定の定めるところにより消去する。消去の期限を定めない記録の取扱いは、第十五条に定めるところによる。	第十四条　野澤組は、本サービスの運営及び管理に当たり、本サービスの動作の記録（以下「動作記録」という。）、管理のための操作の記録（何人が、いつ、いかなる操作をしたかの記録をいう。以下「操作記録」という。）、認証の記録（ログインの成否、方法、端末及び発信元の記録をいう。）、利用の状況の集計、法令に基づく請求への対応の記録、お問い合わせの記録、野澤組が提供するアプリケーションから送信された意見等（第二十三条第一項に規定する意見等をいう。）の記録、情報の提供及び配信に係る記録並びにゲームサーバーの保護のために受領する記録を取得し、保存する。動作記録、操作記録及び認証の記録には、発信元のインターネット・プロトコル・アドレスを含む。 ２　前項の記録の保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。期間を定めない号については、消去しない。ただし、法令に保存の期間の定めがある記録は当該期間が経過するまで消去せず、法令の規定により消去すべきこととされる記録は当該規定の定めるところにより消去する。消去の期限を定めない記録の取扱いは、第十五条に定めるところによる。

（傍線部分は改正部分）

（注）この表は、改正の記録に在る項の文を掲げる。号及び条の見出しの改正は、末尾の参考（改正の要旨）による。

附　則

このポリシーは、令和八年十月二十九日正午（日本標準時）から施行する。

（参考）改正の要旨

EdgeWorks において、ユーザーがそのゲームサーバーから送信するログ（サーバーログ）を受け付けることとし、第七章の次に一章を加えて、その取扱いを定めた。サーバーログは、これを送信したユーザーがそのゲームサーバーの状況を確認するために表示する目的で保存し、組織の範囲で送信されたものは、当該組織においてこれを閲覧する権限を有する者にも表示する。サーバーログには、ユーザーが送信する内容に応じて、当該ゲームサーバーに接続した者の名前、識別子その他の情報が含まれることがあり、何を含めるかは送信するユーザーが定める。第十四条第一項を改めてサーバーログを取得する記録に加え、同条第二項に第十一号を加えて、サーバーログを受領の時から三十日で消去することとした。ユーザーは、保存期間の経過前にサーバーログを消去することができる。個人の範囲で送信されたサーバーログはそのユーザーの EdgeWorks の利用登録が消去されたときに、組織の範囲で送信されたサーバーログはその組織が削除されたときに、併せて消去する。一回に受け付ける件数、一件の長さ及び保存することができる件数に上限を設け、受け付けなかったときは、その件数及び理由を送信に対する応答により示す。サーバーログの受付は、この規程の施行の時から開始する。

公式サイトで公布した公布文を印刷用に組んだもの。原本: https://nozawatec.com/privacy（改正履歴）
この PDF には野澤組の電子署名（PAdES）を付けている。